

児童虐待死亡事件について

●昨年(2022年)2月4日、我孫子市南新木のアパートで、当時3歳の長男を布団で巻いて死亡させたとして、今年(2023年)9月28日に母親が障害致死の疑いで逮捕されました。

●市では、平成15年の児童虐待死亡事件を受けて、2度と再び痛ましい事件が起こらないよう対策を講じてきましたが、今回、市が関わっていたにもかかわらず、未然に防ぐことが出来なかったことが残念でなりません。

●市長は、「今回の事件を重く受け止め、市としての対応を専門家の意見を伺いながら改めて検証し、関連部署をはじめ、各関係機関と連携し、再びこのようなことが起こらないよう、市を挙げて全力で取り組んでまいります。」とコメントされています。

●私たちは、かけがえのない幼い命が失われてしまったという事実をしっかりと受け止め、これまでの対応を徹底的に検証し、三度このような悲劇が起こらないようにすべきだと考えます。

(1)市の対応

ア. 1歳6か月健診の際の市の対応と今後の対策(「あびこ版ネウボラ」の設置)

●子育てに困難さを感じていた母親は、1歳6か月健診の際に市に初めて相談しているが、この時の対応は非常に重要であったと考える。

◎健診の際に母親からどのような相談があり、どのように対応したのか？

◎その後、継続的にフォローするためのアプローチを続けたが、連絡に correspond してもらえなくなっていたとのことだが、どのようなアプローチを続けたのか？また、連絡に correspond してもらえなくなっていた状況の打開策を考えていたのか、或いは、放置したままになっていたのか？

◎市は、通常、1歳6か月健診の際に、子育てに困難さを抱えている母親に対して、どのような支援を行っているのか？

◎また、健康づくり支援課が所管する健診などの保健サービスと子ども相談課が所管する相談などの子育て支援サービスとの連携をどのように図っているのか？

◎今後は、一人の子どもを継続的にフォローしていくために、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップの切れ目のないサポート体制、「あびこ版ネウボラ」の設置を検討しては？

イ. 鳴き声通報を受けた後の市の対応

●2022年11月18日に、近隣住民からの鳴き声通報を受けた後、その日の午後に訪問したが応答がなかったため連絡票を差し置き、翌19日午前再度訪問

したが応答がなかったため再度連絡票を差し置いたところ、その日の午後に母親から連絡があったそうです。

◎その際、必要なことについては質問に答えてくれたそうですが、どのようなことを質問し、どのような答えがあったのか？

◎また、困っていることはあるが、相談しても解決につながらない、と介入に対しては迷惑そうな様子を見せたそうですが、母親がこのような態度をとった理由について、市はどのようにお考えになったのか？

◎電話でのアプローチを続けても母からの応答がなかった時に、電話や訪問以外のアプローチの仕方を考えなかったのか？

(2)世帯の評価について

●市は、鳴き声通報の翌日の18時に訪問し、子どもの目視を行っています。その際、子どもは大きめの服を着ており、また、全身の確認をしたわけではないが、見える範囲での傷やあざは無く、母に対して恐怖を感じているような様子も見られなかったと、市は報道機関への送付資料の中で回答しています。

◎市は、目視を行った後で、緊急度及びリスクアセスメントを県のアセスメントシートを活用して行い、その結果、本世帯の緊急度をBと評価しました。B評価の場合は、「集中的な支援の実施が必要」とされていますが、評価後、どのような集中的な支援を実施したのか？

◎また、B評価は、4段階評価(AA、A、B、C)の下から2番目で、緊急度はあまり高くないという評価ですが、今回、評価に反して最悪の事態が起きてしまいました。このことについての市の見解は？

◎それから、市は目視した後、本世帯の評価を行っています。通常、1回目視しただけで世帯の評価を行っているのか？

◎たった1回の目視で、世帯の緊急度やリスクを正確に評価することが出来るのか？

◎訪問して目視した際の専門職の見解を特記事項として記録し、それを評価に反映することはしていないのか？

◎最後に、今回の事件を受けて、今後の世帯の評価方法について、市のお考えは？

(3)市は「支持的に関わる」ことが出来なかったのではないかと？

●報道機関への送付資料の中の「未然に防ぐことはできなかったのか。」との質問に対して、市は訪問面接時の母子の様子から緊急度を判断し、継続して「支持的に関わっていくべき世帯」と考えていた、と回答されています。

●「支持的に」とは「寄りそって」のことだとの説明がありましたが、今回のケースで

は寄り添うことがなかなか出来なかったように思います。

●そして、最初の訪問面談以降、電話連絡を続けたが応対がなく、3 カ月後に再度訪問を行う予定にしていた矢先に事件が起こってしまいました。

◎電話でのアプローチがうまくいかなかったのであれば、何故、訪問しなかったのか？

◎訪問して応答がない場合でも、当初行ったように連絡票を差し置くことはできたはずではないか？

◎また、母親と連絡がとれなければ、何故、通報者や近所の人に、その後の様子を聞かなかったのか？

◎緊急度が B であっても、再訪問が 3 カ月後とは遅すぎるのでは？3 カ月後とした理由は何か？

(4)事件の公表について

●市は、事件発生から記者発表までの時間がかかった理由について、「令和 4 年 2 月に、本児が亡くなった事実を把握したが、警察の捜査が続いており、事故か事件かの結論について把握することが出来ず、報道発表を含め、本件については外部にお伝えすることが出来なかった。」と回答しています。

◎しかし、事故か事件かの結論が出ない段階でも、「現在、事故か事件か捜査中ですが、」と付け加えれば、市が関わっていた子どもが死亡したという事実を伝えることはできたのでは？

(5)子ども相談課の体制強化

●今回の事件のように、鳴き声通報などがあった場合には、通報から 48 時間以内に子どもの安否確認をする必要があるが、安否確認は複数の職員で行うため、事案が重なる場合には、専門職の確保が厳しい状況です。

◎年々、虐待件数が増加している中で、専門職の増員は喫緊の課題ではないでしょうか？

◎また、最近の虐待案件は、複雑化、深刻化しています。多様なケースに対応できるように専門職のスキルアップのための研修も必須ではないでしょうか？